

事 務 連 絡
平成 24 年 9 月 26 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
専務理事 矢ヶ崎 忠夫

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について

このことについて、平成 24 年 9 月 14 日付け事務連絡をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課薬事審査管理班長から別添のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、①薬事法第 83 条第 1 項の規定により読み替えて適応される同法第 49 条第 1 項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（平成 24 年農林水産省令第 21 号）が別添のとおり平成 24 年 9 月 14 日付けをもって公布され、同日より施行されたこと、②今回の改正内容は下記のとおりである旨、本会会員に周知を依頼されたものです。

記

1. 改正の内容

モキシデクチンを有効成分とする外皮用剤が承認されることに伴い、当該製剤を要指示薬品として指定することとし、動物用医薬品等取締規則の別表第 3 に追加する。

2. 施行期日

平成 24 年 9 月 14 日

3. 参考

承認される動物用医薬品は、以下の通りです。

販売名：アドボケート 猫用

【有効成分】イミダクロプリド及びモキシデクチン

【効能又は効果】猫：ノミ、ミミヒゼンダニ、猫回虫及び猫鉤虫の除去

以上

本件のお問合わせ先

公益社団法人

日本獣医師会事業担当：笹川

TEL 03-3475-1601

事務連絡
平成24年9月14日

社団法人 日本獣医師会 御中

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課
薬事審査管理班長

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第49条第1項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（平成24年農林水産省令第21号）が別添のとおり平成24年9月14日付けをもって公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりであるので、参考としてください。

記

1. 改正の内容

モキシデクチンを有効成分とする外皮用剤が承認されることに伴い、当該製剤を要指示医薬品として指定することとし、動物用医薬品等取締規則の別表第3に追加する。

2. 施行期日

平成24年9月14日

3. 参考

承認される動物用医薬品は以下のとおりです。

販売名：アドボケート 猫用

【有効成分】イミダクロプリド及びモキシデクチン

【効能又は効果】猫：ノミ、ミミヒゼンダニ、猫回虫及び猫鉤虫の駆除



○農林水産省令第四十八号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十九条第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月十四日

農林水産大臣 郡司 彰

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第七七号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「並びにセラメクチンを含有する外皮用剤」を「セラメクチンを含有する外皮用剤並びにモキシデクチンを含有する外皮用剤（猫に使用することを目的とするものに限る。）」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。